

島二丁目建物爆発事故に関する訴えの提起について

1 経過の概要

時 期	事 由
2020(令和2)年 7月30日	島二丁目建物爆発事故(以下「爆発事故」と表記)が発生
2020(令和2)年 8月 2021(令和3)年 1月	- 加害者、被害額等を特定するための情報収集(関係資料の収集、弁護士相談等) 【本市の支出額】 5,531,803円 - 主な項目 - 災害見舞金の支給に係る経費 約130万円 - 爆発現場周辺の市道清掃に係る経費 約130万円 - 避難所運営等に要した経費 約100万円 - 固定資産税及び都市計画税の減免に係る経費 約80万円 - 災害ごみの回収に係る経費 約70万円
2021(令和3)年 2月19日	- 爆発事故の関係者6者に対し、損害賠償請求 - 回答期限3月末 - 民事上の問題として請求
2021(令和3)年 3月29日	6者から回答あり - 事故原因が明らかになれば協議に応じる……2者 - 爆発の原因はガス管であり、責任がないため請求には応じない…4者
2021(令和3)年 5月～6月	関係機関との協議及び情報収集(福島県消防保安課、郡山消防本部、郡山警察署、代理人弁護士等)
2021(令和3)年 6月4日	新たに1名を対象に加え、関係者7者に対し関係資料の提出等を依頼
2021(令和3)年 9月14日	7者から回答あり - 捜査資料のため提出できない…2者 - 一部回答あり………4者 - 回答拒否………1者
関係者間で主張の食い違い、捜査資料のため収集が困難、刑事事件との関係性等の理由により、協議による解決が困難	
2021(令和3)年 9月16日	6者に対して協議による解決の最後通告
2021(令和3)年 10月12日	- 全者、全額の賠償に応じる意思はないとの回答がそろう - 条件付きで一部弁済を内容とする協議には応じる…1者 - 今後の刑事裁判の結果により協議に応じる…1者 - 爆発事故に責任があると考えていないため損害賠償請求には応じない…4者

- これまでの経過や資料、聞き取り、弁護士相談等により、協議による解決を断念
- 関係者のうち下記の6者が民法第719条の共同不法行為者に当たると判断

共同不法行為者(民法第719条)として損害賠償請求の訴えを提起

- 訴訟により事実関係を明らかにする。
- 共同不法行為により請求する。(連帯債務を負わせる)

※令和3年郡山市議会12月定例会に議案を提出

2 相関図

